

制服着用のきまり

1 冬 服

- ・ 輪島市指定の制服とする。
- ・ 上着の下に着る服は、白色無地の襟付きポロシャツとする。
- ・ 体温調節のため、ベスト・セーター（黒、紺、グレーとする。）は着用できるが上着の下に着る。

2 夏 服

- ・ 輪島市指定の制服とする。
- ・ 白色の襟付き半袖ポロシャツを着用する。
- ・ ポロシャツの下に、白色無地の下着を着用する。
- ・ 体温調節のために、教室内でカーディガンを着用することができる。（華美でないもの。色は白が望ましい。）

3 靴 下

- ・ 白を基調としたソックスとする。（ワンポイント可）
- ・ ニーハイソックス、足首までのスニーカーソックスは不可とする。
- ・ 冬季、タイツ等を着用するときは黒色無地のものとする。

4 その他

- ・ サスペンダーやベルトを使用する時は、飾りのないもので、色は黒や紺など目立たない色とする。
- ・ スカートの下にショートスパッツをはくことができる。

5 着用の約束

- ・ ポロシャツや制服のボタンを留める。
- ・ 上着からポロシャツや中の服のすそが出ないように着る。
- ・ そうじのときは、スカートから体育のハーフパンツにはきかえる。
- ・ 体育の時は、タイツ等をはかず靴下をはく。
- ・ 頭髮は、前髪が目にかからない長さとし、肩より長い髪の毛はゴムで束ねるなど学習の邪魔にならないようにする。
- ・ 衣替えは6月、10月とする。10日間程度の移行期間を設ける。
- ・ 特別な事情がある場合には、例外を認めることもある。

（令和6年2月改正）

被災等のため、入学時にそろわないものがあったてもかまいません。

できる範囲で準備をお願いします。